

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	新潟県立吉田病院附属看護専門学校
設置者名	新潟県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
専門課程	看護科2年課程	夜・通信	35単位	6単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ上で公開 <http://www.yoshikan.jp/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	新潟県立吉田病院附属看護専門学校
設置者名	新潟県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	年1回以上委員会を開催する。 学校が行った学校運営および教育評価に関する自己評価結果について評価する。その結果を学校評議会議、学校運営会議に文書で報告し、学校運営および教育活動の改善を図るための協議を求める。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
専門学校 副校長	2020.5.25～ 2021.3.31	看護教育経験者
専門学校 副校長	2020.5.25～ 2021.3.31	看護教育経験者
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	新潟県立吉田病院附属看護専門学校
設置者名	新潟県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

○各教科目の担当教員が、次の事項を定めた授業計画案を作成

- ・授業の方法
- ・授業の内容
- ・年間の授業計画
- ・到達目標
- ・使用テキストおよび副読本（実習を除く）
- ・成績評価方法

○副校長、教務主任、専任教員で構成する教務会議で内容を検討する

○次年度の授業計画は、12月から検討を開始し、2月に完成させる

○新入生全員に入学式当日に配布する

*実習要項は、1年次の2月に配当された基礎看護学実習の前（12月）に実習要項として配布する

授業計画書の公表方法	学生には授業計画を入学時に配布する。 学外者から請求があれば印刷物を配布する。
------------	--

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

各学生の学習成果に基づき、あらかじめ認定した成績評価の方法、基準により、厳正かつ適正に単位を認定する。

○授業科目的単位認定は、単位修得認定会議で審議し、校長が認定する。

○講義・演習

- ・学修の評価は、筆記、実技、論文、学習態度等により行う。
- ・試験の受験資格は、授業科目時間数の5分の4以上の出席であること。なお、別に定める特別欠席のある場合は、特別欠席の時間数を減算した時間数の5分の4以上、かつ、所定時間数の3分の2以上の出席があることとする。
- ・成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。

○実習

- ・各実習科目的評価表に基づき、実習評価会議で評価する。
- ・各実習科目的所定時間数の5分の4以上出席しなければ評価を受けることができない。なお、別に定める特別欠席のある場合、原則としてその実習科目的所定時間数の5分の4以上の出席がなければ評価を受けることができない。
- ・成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。

○入学前の既修得単位については、既修得認定会議に諮って、校長がこれを認定する。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

○学則実施細則において、学修の成績評価の点数と評定を定めている。

学修の評価は 100 点満点とし、下表のとおりそれを優、良、可、不可に表現し、不可は不合格とする。

点 数	評 定	判 定
80 点以上 ~ 100 点まで	優	合 格
70 点以上 ~ 80 点未満	良	
60 点以上 ~ 70 点未満	可	
60 点未満	不可	不格

・客観的な指標の算出方法

履修科目的成績評価の得点から、全科目の合計点の平均値を算出する
(100 点満点で点数化)

客観的な指標の
算出方法の公表方法 ホームページ上で公開 <http://www.yoshikan.jp/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定会議規程に基づき卒業認定をする

卒業認定会議は、学校長、事務長、副校長、専任教員、その他学校長が必要と認めた者で構成される。

卒業の認定は、以下の基準をすべて満たすものである（履修規程 第4条）

- (1)修業年限が 2 年以上 4 年以内であること
- (2)欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えないもの
- (3)当校で定める授業科目の 73 単位をすべて修得していること

また、単に単位の修得だけではなく、卒業時に身につけておく能力（ディプロマポリシー）として、以下のことを定めている。

卒業までに所定の単位を修得した者で、人間の尊厳と権利を尊重し、豊かな人間性を備え、人々の健康に貢献できる看護を実践できると認められた者が卒業となる。具体的には以下の 6 つの能力を有した者である。

- (1) 対象の尊厳・権利を守り、倫理に基づいた責任ある行動がとれる。(達成)
- (2) 科学的根拠に基づいて、対象に応じた安全・安楽な看護が実践できる。(達成)
- (3) 実践した看護を客観的な根拠に基づき振り返り、自己の成長に繋ぐことができる。(達成)
- (4) 看護への探究心を持ち、自らの課題解決に向け、主体的に学習し続ける。(向上)
- (5) 人々の多様な価値観を受け入れ、対象に寄り添い、思いに共感する。(向上)
- (6) 他領域の職種と連携・協働し、チームで働く一員としての基礎的な能力を持つ。(向上)

卒業の認定に関する
方針の公表方法 ホームページ上で公開 <http://www.yoshikan.jp/>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	新潟県立吉田病院附属看護専門学校
設置者名	新潟県

1. 財務諸表等

財務諸表等		公表方法
貸借対照表		
収支計算書又は損益計算書		該当なし
財産目録		
事業報告書		
監事による監査報告（書）		

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療		専門課程	看護科 2年課程	○	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類		
			講義	演習	実習
2年	昼	73 単位	単位時間 57/単位	単位時間 16/単位	単位時間 /単位
		単位時間／単位			
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数
100 人		37 人	0 人	8 人	51 人
		総教員数			
		59 人			

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要)
○各教科目の担当教員が、次の事項を定めた授業計画案を作成
・授業の方法
・授業の内容
・年間の授業計画
・到達目標
・使用テキストおよび副読本（実習を除く）
・成績評価方法
○副校長、教務主任、専任教員で構成する教務会議で内容を検討する
成績評価の基準・方法
(概要)
各学生の学習成果に基づき、あらかじめ認定した成績評価の方法、基準により、厳正かつ適正に単位を認定する。
○授業科目の単位認定は、単位修得認定会議で審議し、校長が認定する。
○講義・演習
・学修の評価は、筆記、実技、論文、学習態度等により行う。
・試験の受験資格は、授業科目時間数の5分の4以上の出席であること。なお、

別に定める特別欠席のある場合は、特別欠席の時間数を減算した時間数の 5 分の 4 以上、かつ、所定時間数の 3 分の 2 以上の出席があることとする。

- 成績の評価は 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。

○実習

- 各実習科目の評価表に基づき、実習評価会議で評価する。
- 各実習科目の所定時間数の 5 分の 4 以上出席しなければ評価を受けることができない。なお、別に定める特別欠席のある場合、原則としてその実習科目の所定時間数の 5 分の 4 以上の出席がなければ評価を受けることができない。
- 成績の評価は 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。

○入学前の既修得単位については、既修得認定会議に諮って、校長がこれを認定する。

卒業・進級の認定基準

(概要)

○卒業認定会議規程に基づき卒業認定をする。

卒業の認定は、以下の基準をすべて満たすものである。（履修規程 第 4 条）

- (1) 修業年限が 2 年以上 4 年以内であること。
- (2) 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えないもの。
- (3) 当校で定める授業科目の所定の 73 単位をすべて修得していること。

○当校は単位制のため、進級についての基準はない。

学修支援等

(概要)

- 各学年担当が定期的に学生面談を実施し、学修上の問題や精神面への支援を行っている。
- 成績不振者および、精神面での支援が必要な学生については、教務会議、実習評価会議、看護学校運営会議において指導方法を協議し、副校長、教務主任、学年担当が個別に面談を実施する。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
21 人 (100%)	0 人 (0%)	21 人 (100%)	0 人 (0%)

(主な就職、業界等)

病院

(就職指導内容)

- 1 年時に、就職ガイダンスを教員が行なう。
- 学年担当が、個別に就職・進路相談を行う。また、必要時には全教員が学生からの相談に対応している。
- 希望者には、面接練習、就職試験対策としての作文（小論文）指導を行う。

(主な学修成果（資格・検定等）)

看護師国家試験受験資格

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
48人	4人	8.3%
(中途退学の主な理由)		
学業の不振　　進路の変更		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金制度、授業料減免等のガイダンスの実施。 ・学修指導を複数教員で行なう。 ・早期の問題把握のため、学年担当による個別面談の実施および定期的に学生相談の時間を設けている。 		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護科 2 年課程	70000 円	166800 円	300000 円	テキスト・ユニホーム・他
修学支援 (任意記載事項)				
一定の所得要件に該当する者について、授業料、入学考查料又は入学料の全部又は一部の納付を免除する				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校ホームページ http://www.yoshikan.jp/ 学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)
・学校関係者評価委員会において、自己評価の結果について審議する。 ・自己評価は、学校評価（教員による評価）および授業評価（学生による評価）とする。 ・学校評価は、I 教育理念・教育目的、II 教育目標、III 教育課程経営、IV 教授・学習・評価課程、V 経営・管理課程、VI 入学、VII 卒業・就業・進学、VIII 地域社会/国際交流である。 ・学校関係者評価委員会の学外者は2人以上とし、年1回の開催とする ・当該委員会においての評価結果は、学校内の学校評価会議および学校運営会議で改善への取組みを決定し、実践する。責任者は副校長とする。
学校関係者評価の委員
所属 任期 種別
新潟県立新発田病院附属看護専門学校 2020.5.25～2021.3.31 看護教育関係者
新潟県立十日町看護専門学校 2020.5.25～2021.3.31 看護教育関係者
新潟県立吉田病院 2020.5.25～2021.3.31 実習指導関係者
医療法人白日会 黒川病院 2020.5.25～2021.3.31 卒業生
新潟県看護協会 2020.5.25～2021.3.31 卒業生
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校ホームページ http://www.yoshikan.jp/
第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校ホームページ http://www.yoshikan.jp/

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請の場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	新潟県立吉田病院附属看護専門学校
設置者名	新潟県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

	前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）	人	人	人
内訳	第Ⅰ区分 人	人	
	第Ⅱ区分 人	人	
	第Ⅲ区分 人	人	
家計急変による支援対象者（年間）			人
合計（年間）			人
(備考)			

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	人	人	人	人
計	人	人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	人	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	人	人	人
G P A等が下位4分の1	人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。